租税特別措置法施行令第四条の十第五項の表第百九十二条の二の項及び第二百一条の二第二項の項	租税特別措置法	特別措置法第五条の三十一第一項（防衛特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法
租税特別措置法施行令第四条の十第五項の表第二百一条の二第三項の表第二項の項の項	租税特別措置法施行令	防衛特別所得税に関する政令第十五条第一項（防衛特別所得税に係る所得税法施行令等の適用の特例）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令
	（租税特別措置法	（特別措置法第五条の三十一第一項（防衛特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法
租税特別措置法施行令第四条の十第五項の表第二百一条の二第三項の表第三項の項の項	租税特別措置法施行令	防衛特別所得税に関する政令第十五条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令
	（租税特別措置法	（特別措置法第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法
租税特別措置法施行令第四条の十第六項	あるのは、「	あるのは、「防衛特別所得税に関する政令第十五条第一項の規定により読み替えて適用される
租税特別措置法施行令第四条の十第十項及び第四条の十一第一項	所得税の額	所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額の合計額
租税特別措置法施行令第四条の十一第四項	受けた租税特別措置法	受けた特別措置法第五条の三十一第一項（防衛特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法
	「租税特別措置法	「特別措置法第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法
	及び	並びに
	所得税の額	所得税の額、防衛特別所得税の額及び復興特別所得税の額
租税特別措置法施行令第四条の十一第五項の表第百四十条の二第一項及び第百四十九条第二項の項	租税特別措置法	特別措置法第五条の三十一第一項（防衛特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法
租税特別措置法施行令第四条の十一第五項の表第百四十九条第三項の表第二項の項の項	租税特別措置法施行令	防衛特別所得税に関する政令第十五条第一項（防衛特別所得税に係る所得税法施行令等の適用の特例）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令
	租税特別措置法第九条の六の三第四項	特別措置法第五条の三十一第一項（防衛特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第九条の六の三第四項

租税特別措置法施行令第四条の十一第五項の表第百四十九条第三項の表第三項の項の項	租税特別措置法施行令	防衛特別所得税に関する政令第十五条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令
	（租税特別措置法	（特別措置法第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法
租税特別措置法施行令第四条の十一第五項の表第百九十二条の二の項及び第二百一条の二第二項の項	租税特別措置法	特別措置法第五条の三十一第一項（防衛特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法
租税特別措置法施行令第四条の十一第五項の表第二百一条の二第三項の表第二項の項の項	租税特別措置法施行令	防衛特別所得税に関する政令第十五条第一項（防衛特別所得税に係る所得税法施行令等の適用の特例）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令
	（租税特別措置法	（特別措置法第五条の三十一第一項（防衛特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法
租税特別措置法施行令第四条の十一第五項の表第二百一条の二第三項の表第三項の項の項	租税特別措置法施行令	防衛特別所得税に関する政令第十五条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令
	（租税特別措置法	（特別措置法第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法
租税特別措置法施行令第四条の十一第六項	あるのは、「	あるのは、「防衛特別所得税に関する政令第十五条第一項の規定により読み替えて適用される
租税特別措置法施行令第四条の十一第十項及び第五条第一項	所得税の額	所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額の合計額
租税特別措置法施行令第五条第四項	受けた租税特別措置法	受けた特別措置法第五条の三十一第一項（防衛特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法
	「租税特別措置法	「特別措置法第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法
	及び	並びに
	所得税の額	所得税の額、防衛特別所得税の額及び復興特別所得税の額
租税特別措置法施行令第五条第五項の表第百四十条の二第一項及び第百四十九条第二項の項	租税特別措置法	特別措置法第五条の三十一第一項（防衛特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法